

サービスの対価の積算の方法

1. 入札価格の積算について

入札価格は、(1)、(2)、(3)及び(4)の経費の合計額とする。
ただし、消費税、物価変動率は見込まない。

(1) 本件工事費等の経費

葉山新館施設整備業務に係る費用

- ア 建設
- イ 建設関連業務（水道加入、CATV架設）
- ウ 工事監理
- エ 周辺家屋調査・対策
- オ 電波障害調査・対策
- カ 新館建設に伴う各種申請等
- キ VE実施に伴う設計変更
- ク その他

葉山新館備品等整備業務費用

- ア 備品整備（展示ケース、AV機器、什器、その他の備品、厨房設備）
- イ サイン整備（サインデザイン作成を含む。）

美術館支援業務のうち美術情報システム整備業務費用

上記の 、 、 に係る支払利息

（利息（基準日は平成12年10月2日）+提案スプレッドにより積算）

(2) 平成15年度計上に係る経費

美術作品等移転費用

バス・歩道に係る工事費用

(3) 維持管理等に係る費用

下記の及びの業務に係る費用の30年間の合計額と下記のの業務に係る費用の13年間の合計額の合算額とする。

葉山新館維持管理業務費用

- ア 建築物保守管理業務（平成15年4月～平成15年6月分除く。）
- イ 建築設備保守管理業務（点検・保守）
建築設備保守管理業務（運転・監視）
- ウ 工作物及び外構等保守管理業務（平成15年4月～平成15年6月分除く。）
- エ 清掃業務（平成15年4月～平成15年6月分除く。）
- オ 植栽維持管理業務（平成15年4月～平成15年6月分除く。）
- カ 警備業務
- キ 入館者受付・展示作品監視業務（平成15年4月～平成15年9月分除く。）
- ク 環境衛生管理業務（平成15年4月～平成15年6月分除く。）

鎌倉館本館維持管理業務費用

- ア 建築物保守点検業務
- イ 建築設備保守点検業務
建築設備運転・監視業務
- ウ 工作物及び外構等保守点検業務
- エ 清掃業務
- オ 植栽維持管理業務
- カ 警備業務
- キ 入館者受付・展示作品監視業務（平成15年4月～平成15年9月分除く。）

鎌倉館別館維持管理業務費用

- ア 建築物保守点検業務
- イ 建築設備保守点検業務
建築設備運転・監視業務
- ウ 工作物及び外構等保守点検業務
- エ 清掃業務
- オ 植栽維持管理業務
- カ 警備業務
- キ 入館者受付・展示作品監視業務（平成 15 年 4 月～平成 15 年 9 月分除く。）
美術館支援業務のうち美術情報システムの運用・支援業務費用（平成 15 年 4 月～平成 15 年 6 月分除く。）

・ 保守管理業務は修理業務を含みます。
・ 保守点検業務は修理業務を含みません。
（要求水準書 P 3 参照）

- (4) 保険料、公租公課など(1)、(2)及び(3)に含まれない費用の 30 年間の合計額

2. 契約価格の積算について

契約金額は、(1)、(2)、(3)及び(4)の金額をもって規定する。
ただし、消費税を含む。

(1) 本件工事費等の経費

- 葉山新館施設整備業務に係る費用
- 葉山新館備品等整備業務費用
- 美術館支援業務のうち美術情報システム整備業務費用
- 上記の 、 、 に係る支払利息
（利息（基準日は平成 12 年 10 月 2 日）+ 提案スプレッドにより積算）

ただし、基準金利は 10 年ごとに見直しを行う。

(2) 平成 15 年度計上に係る経費

- 美術作品等移転費用
- バス・歩道に係る工事費用

(3) 維持管理等に係る費用

維持管理等に係る費用については、「初年度の額」をもって規定する。
「初年度の額」について、支出する費用が各年度同額の場合には、平成 15 年度下半期（平成 15 年 10 月～平成 16 年 3 月）の額の 2 倍の金額とする。
「初年度の額」について、支出する費用が初年度と 2 年目以降で異なる項目では、30 年間のサービスの対価の支払を平準化するため、平成 15 年度から平成 44 年度までの 30 年間合計額を 30 分の 1（鎌倉館本館は、平成 15 年度から平成 27 年度までの 13 年間合計額を 13 分の 1）して、平均支払額を「初年度の額」とする。

葉山新館維持管理業務費用

- * 「初年度の額」に、2 年目以降、物価変動に基づく改定率を乗じた費用の 30 年間の合計額
- * 平成 15 年度の上半期の支払額については、「初年度の額」から次の期間に係る費用を減額する。
減額する場合には、平成 15 年度の額を 12 分の 1 した額を 1 ヶ月の額とする。
 - ア 建築物保守管理業務
 - イ 工作物及び外構等保守管理業務
 - ウ 清掃業務
 - エ 植栽維持管理業務

オ 環境衛生管理業務

以上は平成 15 年 4 月～平成 15 年 6 月分を減じる。

カ 入館者受付・展示作品監視業務

以上は平成 15 年 4 月～平成 15 年 9 月分を減じる。

鎌倉館本館維持管理業務費用

* 「初年度の額」に、2 年目以降、物価変動に基づく改定率を乗じた費用の 13 年間の合計額

* 平成 15 年度の支払額については、入館者受付・展示作品監視業務の「初年度の額」から平成 15 年 4 月～平成 15 年 9 月分に係る費用を減額する。

鎌倉館別館維持管理業務費用

* 「初年度の額」に、2 年目以降、物価変動に基づく改定率を乗じた費用の 30 年間の合計額

* 平成 15 年度の支払額については、入館者受付・展示作品監視業務の「初年度の額」から平成 15 年 4 月～平成 15 年 9 月分に係る費用を減額する。

美術館支援業務のうち美術情報システムの運用・支援業務費用

* 「初年度の額」に、2 年目以降、物価変動に基づく改定率を乗じた費用の 30 年間の合計額

* 平成 15 年度の支払額については、美術情報システムの運用・支援業務の「初年度の額」から平成 15 年 4 月～平成 15 年 6 月分に係る費用を減額する。

ただし、毎年、物価変動率による費用の改定を行う。

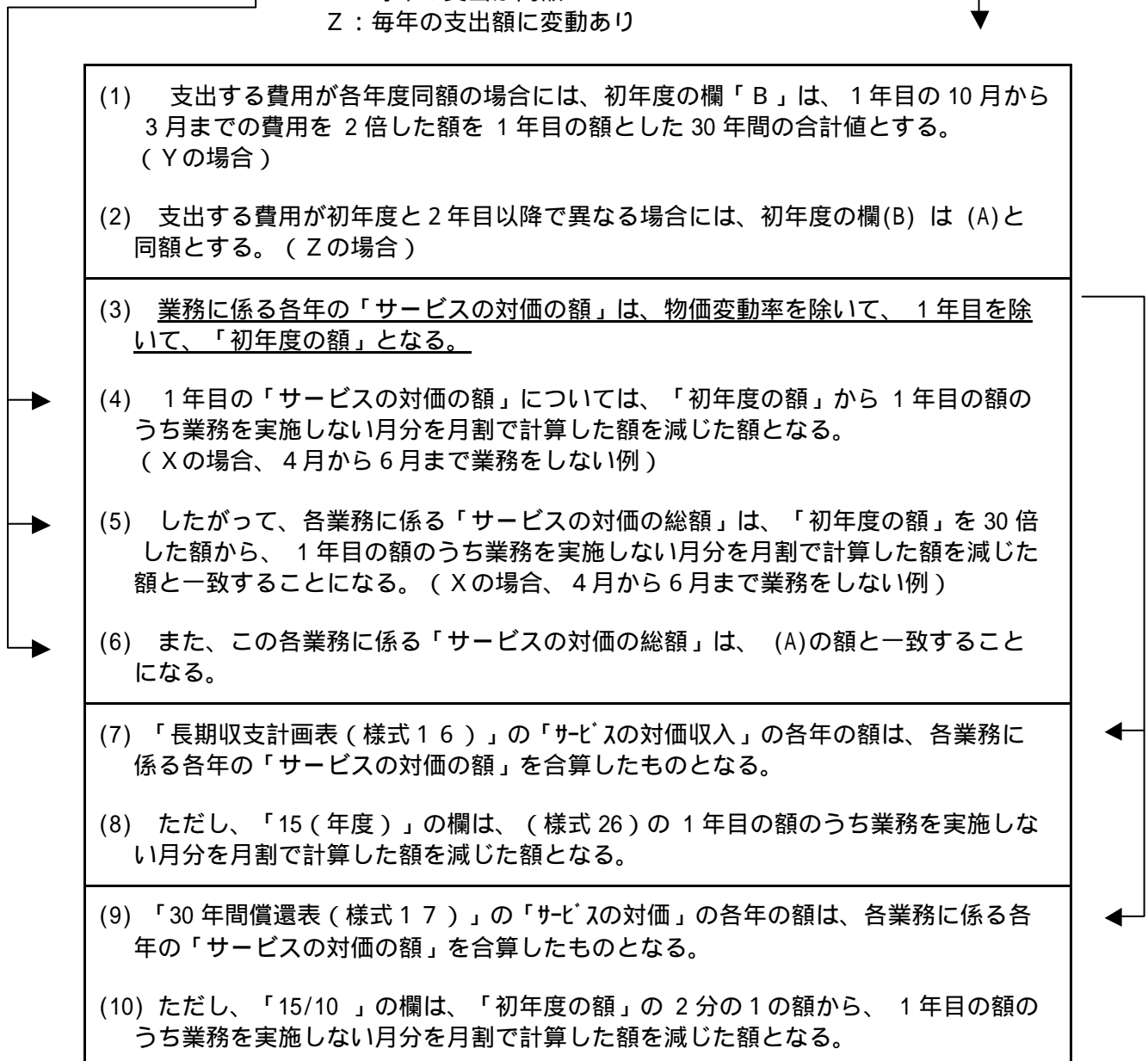
(4) 保険料、公租公課など(1)、(2)及び(3)に含まれない費用の 30 年間の合計額

3. 維持管理関係費の見積りの考え方について

様式 26 関係
(30 年見積書)

項目	1 年目	2 年目	3 年目	・ ・	29 年目	30 年目	合計(A)	初年度 (B)/30
X(4)(5)	9 (7~3)	12	12	12	12	12	357	12
Y(1)	10	10	10	10	10	10	300	10
Z(2)	0	10	20	10	20	0	300	10
計	19	32	42	32	42	22	957	32

X : 1 年目のみ減額あり
Y : 毎年の支出が同額
Z : 毎年の支出額に変動あり



様式記入上の注意事項

1. 様式 1 6 関係
「長期収支計画表」については、平成 4 4 年度分記載欄右に合計額を記載してください。

2. 様式 2 5 - 3 関係
3 行目 () 内の「設備機器」については、設計図書を参照してください。

3. 様式 2 5 - 4 関係
2 行目 () 内の「清掃区域」については、業務要求水準書 p 1 6 ~ 1 8、p 3 1 ~ 3 2 の項目を参照してください。

4. 様式 1 1 関係
「美術情報システム整備費」の「積算根拠」欄については、要求水準書を踏まえて、機器の一覧、S E 人工等が記載された見積書を添付してください。
また、システム導入の考え方については、様式 2 7 に記載してください。

5. 様式 3 3 関係
「美術館支援業務」には、付帯施設である「喫茶・レストラン」、「ミュージアムショップ」、「駐車場」の各業務を含みます。